

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

松本市長 様

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃 棄 の 日 時	年 月 日
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	古くなったため、 業務廃止、 その他（ ）
参 考 事 項	
	連絡先電話番号 ()

(備考)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。

覚 醒 剤 原 料 廃 棄 届 出 書

事 項	古くなったり、変質等により利用しなくなった覚醒剤原料等を廃棄する場合は、その品名、数量、廃棄の事由等について、 <u>事前に</u> 「覚醒剤原料麻薬廃棄届書」を届け出て、麻薬取締員等の立会の下に廃棄します。
根拠法令	覚醒剤取締法第 30 条の 13 覚醒剤取締法施行規則第 19 条
提出期限	あらかじめ（事前に）
提出部数	1 部
受付場所	松本市保健所 食品・生活衛生課（TEL:0263-40-0704、FAX:0263-40-0811）
その他	<ol style="list-style-type: none">1 開設者が、国、地方公共団体、大学病院又は医療法人の場合は、当該診療施設の長の職名、氏名によっても差し支えありません。2 覚醒剤原料の廃棄場所が、保健所の場合は、廃棄する覚醒剤原料の帳簿を必ずお持ちください。3 患者、相続人等から返却によって医薬品の覚醒剤原料を譲り受けた場合は、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」による届出を行うとともに、廃棄後に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」による届出が必要です。